

京都大学自家用電気工作物保安規程施行細則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第4条 総長は、規程第5条第2項の規定により主任技術者を命じたとき及び規程第6条の規定により主任技術者の職務を代行する者を命じたときは、速やかに、その旨を関係電気工作物の保安を管理する部局の長に通知するものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>第4条 総長は、規程第5条第2項の規定により主任技術者を選任したとき及び規程第6条の規定により主任技術者の職務を代行する者を命じたときは、速やかに、その旨を関係電気工作物の保安を管理する部局の長に通知するものとする。</p> <p>附則 この細則は、平成21年4月1日から施行する。</p>